

金沢福祉用具情報プラザ 福祉用具貸出規程

(令和4年2月1日改定)

1. 目的

(1)金沢福祉用具情報プラザ（以下プラザ）は、使用者の身体状況および使用環境にあった福祉用具の選定支援および福祉用具の周知を図るために、以下のとおり福祉用具の貸出を行います。

2. 対象者

- (1)福祉用具の購入またはレンタルを検討中の方（家族、関係者含む）
- (2)福祉用具、介護技術等の研修会、イベント等で福祉用具の機能、使用方法を周知する方

3. 貸出期間

(1)最大7日間。他の使用希望者のために、利用後は速やかに返却してください。

4. 費用

(1)借用は無料。運搬、用具の保護にかかる費用は申請者の負担です。

5. 貸出

- (1)「福祉用具借用申請書」に必要事項を記入し、現住所または現勤務先が確認できる身分証明書（有効期限内のもの）を提示してください。
- (2)貸出期間中は、福祉用具を丁寧に扱い、良好な状態で保管してください。
- (3)福祉用具貸出中の事故に関しては、プラザとして一切責任は負いません。
- (4)プラザ館長が不相当と判断した場合は、貸出を禁止します。

6. 返却

- (1)福祉用具は、点検、清掃、消毒のうえ返却してください。
- (2)福祉用具を使用した結果等を「福祉用具借用申請書」に記入してください。
- (3)遅延した場合は、遅延期間中の他の貸出を認めません。また、返却日より2ヵ月間貸出を禁止します。

7. 破損、紛失

(1)福祉用具を破損、紛失した場合は、「借用福祉用具の破損・紛失報告書」を記入のうえ、損害の実費を弁償してください。損害の実費を弁償するまで、他の貸出を認めません。

8. その他

(1)この規定に定めのない事項については、プラザ館長が別に定めます。